

議案第11号

新居浜市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(新居浜市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

第1条 新居浜市立公民館設置及び管理条例(昭和30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「15人以内とする」を「20人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条中「別に教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

(新居浜市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市立図書館設置及び管理条例(平成4年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(図書館協議会)

第5条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に新居浜市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応じた市民の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例の一部改正）

第3条 新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例（昭和56年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第4条中「利用しよう」と「使用しよう」とに改める。

第5条第2号及び第16条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第18条第1項中「郷土美術館に」を「博物館法第20条第1項の規定に基づき、郷土美術館に」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の新居浜市立公民館設置及び管理条例第4条第1項の規定により置かれている公民館運営審議会の委員である者（以下「審議会の旧委員」という。）は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第1条の規定による改正後の新居浜市立公民館設置及び管理条例第4条第2項の規定により公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における審議会の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間

とする。

- 3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例第18条第3項の規定により任命されている新居浜市立郷土美術館協議会の委員である者（以下「協議会の旧委員」という。）は、それぞれ、施行日に、第3条の規定による改正後の新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例（以下「新郷土美術館条例」という。）第18条第3項の規定により新居浜市立郷土美術館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新郷土美術館条例第19条第1項の規定にかかわらず、施行日における協議会の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

提案理由

社会教育法等の一部が改正され、公民館運営審議会の委員の委嘱等の基準が条例に委任されることに伴い、当該基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。